

# 化学物質のリスクアセスメントが義務化されます！

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号、平成 26 年 6 月 25 日 公布）において、「**化学物質のリスクアセスメントの実施**」が平成 28 年 6 月 1 日から施行 されます。

施行後は、以下の内容が **事業者の義務** となります。

- (1) 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（安全データシート(Safety Data Sheet：SDS）の交付義務対象：640 物質）による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施
- (2) 事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務となります。
- (3) 上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象になります。

## ○ 化学物質のリスクアセスメント実施手順の例

- ① リスクアセスメントを実施する区分（製造工程、取扱い工程・場所など）及び対象となる化学物質を特定する。
- ② 化学物質の安全データシート（SDS）を入手し、有害性等を格付け・特定する。
- ③ 化学物質によるばく露の程度を特定する。  
＜実測値がある場合＞  
作業環境測定の結果や個人ばく露濃度測定値等から特定する。  
＜実測値がない場合＞  
コントロール・バンディング（化学物質のリスクアセスメント実施支援ツール）等を活用し、化学物質の取扱い量、作業頻度等の作業条件から総合的に判断する。
- ④ リスクレベルを判定し、ばく露防止又は低減のための措置を検討する。

## ○ 作業環境測定結果の活用例

- ① 作業環境測定結果から濃度レベル・分布を把握する。
- ② 労働者の作業時間から化学物質との接触時間を算出する。
- ③ 上記の①,②の結果からばく露レベルを算出し、リスクレベルを判定する。

当社は **労働安全衛生法に基づく作業環境測定** について **豊富な実績と経験** があります。詳しくは、**研究開発部 明石（内線 267）・須永**まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

